

兵庫県立大学生協オリジナル「日商簿記検定合格対策講座」お申し込みのみなさまへ

日商簿記検定合格対策講座（以下、「簿記講座」といいます）のお申し込みにあたっては、事前に下記事項を必ずご確認いただきますようお願いいたします。

事業者名：兵庫県立大学生活協同組合
住所：神戸市西区学園西町 8 丁目 2-1 電話：078-795-0939

【ご確認事項】

内容を十分お確かめ下さい。

- 簿記講座は「日商簿記検定対策」のために、生講義中心の講座をおこないながら簿記検定試験受験まで様々なサポートをおこないます。
- 講座の内容・スケジュールは変更する場合があります。ただし、変更の際は事前にご連絡いたします。
- 簿記講座に関わるテキスト・問題集・レジュメ・その他の印刷物、使用データなど（以下、「教材」といいます）を兵庫県立大学生活協同組合（以下、「大学生協」といいます）に無断で複製・複写することは一切できません。
- 簿記講座を受ける権利を他人に譲渡することはできません。

5、クーリング・オフに関する事項

- 簿記講座は、申込金を所定の大学生協窓口が受理した時点をもって契約成立とします。
- 契約書面を受け取った日を含む 8 日間は、書面により無条件に簿記講座の役務提供契約の申し込みの撤回（当該契約が成立した場合は当該契約の解除）を行うこと（以下、「クーリング・オフ」といいます）ができます。
- 前項に規定する解約の効力は、契約解除の通知書面を大学生協へ提出、もしくは郵送した日（郵便消印日付）から生じます。
- この場合は、お申込者は違約金を支払う必要はありません。既に申込金（教材代金含む）の全部または、一部を支払われている場合は、速やかに大学生協よりその全額の返還をうることができます。
- クーリング・オフが不実告知による誤認または威迫による困惑によって行使されなかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む 8 日を経過するまでは、クーリング・オフができます。

6、中途解約（クーリング・オフが可能な期間の経過後の契約解除）に関する事項

- 簿記講座開始前までの契約解除の場合、講座開講準備などに係る費用として 5,000 円を受領代金（教材代金含む）から差し引いて返金いたします。
- 簿記講座開始後の契約解除の場合、受領代金（教材代金含む）から①、②を差し引いた金額を返金いたします。
 - 解約申し出日までに実施された受講料と教材の代金
 - 契約解除の解約料として①を差し引いた受領代金の 20% に相当する金額

7、講座開始後に、募集する、オプション講座等についてもこの規定を適用します。

8、頂いた個人情報は兵庫県立大学生活協同組合個人情報保護方針（<https://www.uhcoop.jp/shop/rules.html>）に則り大学生協が管理します。

上記内容を確認しました

年 月 日

(学部)

(学科)

(氏名)

保護者同意欄（申込者が未成年の場合のみ）

(住所)

(保護者氏名)

※控えをお渡しいたします。講座終了まで大切に保管してください。